

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和41年川崎市教育委員会規則第12号）第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 臨時代理した事項

（1）件 名

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

（2）改正内容

出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、申請等に際して、住民票の写し等の添付を要しないこととすることができ
る措置に、新設された特定在留カード及び特定特別永住者証明書の教育委員会等への提示を加えるもの

（3）施行期日

令和8年6月30日（公布の日から施行）

2 臨時代理を行った日

令和8年6月29日

3 臨時代理を行った理由

出入国管理及び難民認定法等の一部改正（令和8年6月14日施行）に伴う市長規則の一部改正（同月30日公布）に合わせて、教育委員会規則の規定を整備し、公布する必要があったため。

（参考）川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和41年川崎市教育委員会規則第12号）

（教育長の臨時代理）

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条第1項各号に掲げる事項について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の教育委員会会議に報告し、委員会の承認を受けなければならない。

出入国管理及び難民認定法等の一部改正（出入国在留管理庁ホームページ抜粋）

概要

我が国に在留する外国人は、その多くが在留カード又は特別永住者証明書（以下「在留カード等」といいます。）のほか、マイナンバーカードを所持しています。しかし、現在、これらマイナンバーカードを所持する外国人は、在留カード等とマイナンバーカードに関する手続をそれぞれ別の行政機関において行う必要があり、煩雑な手続を余儀なくされています。

そこで、今回の法改正により、在留カード等とマイナンバーカードを一体化することを可能とし、我が国に在留する外国人にとっての利便性を向上させてその生活の質を高めるとともに、行政運営の効率化を図ることとしました。

具体的には、住民基本台帳に記録されている中長期在留者又は特別永住者が、特定在留カード又は特定特別永住者証明書（以下「特定在留カード等」といいます。）の交付を求める申請を行うことができるようにし、在留カード等とマイナンバーカードに関する手続を、一元的に処理することを可能とするとともに、在留カード等の記載事項及び有効期間を見直しました。

ざい りゅう 在留カードとマイナンバーカードが ひとつのカードになります!

とく てい ざい りゅう ＼ 特定在留カード /

ざいりゅう
〈 = 在留カードとマイナンバーカードがひとつになったカード 〉

ねん
2026年
6/14
はじまります!



ざい りゅう 在留カード

げつ なが にほん す がいざくじん
〈 = 3か月より長く日本に住む外国人が
にはうかん
入管からもらうカード 〉



マイナンバーカード

にほん べんり せいかつ
〈 = 日本で便利に生活するために
むつよう
必要なカード 〉



しゅつこくざいりゅうかんしりょう
出入国在留管理庁
マスコットキャラクター
イミグー

しんせい もう こ とく てい ざい りゅう
申請〈=申し込み〉をすると、特定在留カードをもらうことができます!

とく べつえいじゅうしゃ とく てい とく べつえいじゅうしゃしやうめいしよ しんせい
※特別永住者も、マイナンバーカードとひとつになった「特定特別永住者証明書」を申請することができます。



マイナンバーカードについて
聞きたいときはこちら

<https://www.kojinbango-card.go.jp/contact/tel/>



しんせいほうしん もう こ かに
申請方法〈=申し込みやり方〉など、
くわ
詳しいことは、入管のウェブサイトを見てください

<https://www.moj.go.jp/isa/tokutei.html>



世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

特定在留カード交付申請(=特定在留カードの申し込み)は、これらの手続きと一緒にできます。

市区町村の役所で

- 新規上陸後の住居地届出(=日本に住み始めるときに、住む場所を役所に届けること)
- 住居地の変更届出(=住んでいる場所を変えたときに役所に届けること)
- 在留資格変更等に伴う住居地の届出(=在留資格を変えて日本に住むことになった人が、住所を役所に届けること)

※入管法で決まっている住居地の届出をするときだけです。



近くの入管(地方入管)で

- 在留期間更新許可申請(=在留期間を長くしたいときの申請。在留資格は変わりません。)
- 在留資格変更許可申請(=在留資格を変えたいときの申請)
- 永住許可申請(=永住したいときの申請)
- 在留カードの有効期間の更新申請(=在留カードが使える期間を長くしたいときの申請)
- 汚損等による在留カードの再交付申請(=在留カードを汚したり壊したときなどに、もう一度カードをつくってもらうための申請)
- 交換希望による在留カードの再交付申請(=在留カードを取り換えたときの申請)
- 住居地以外の在留カード記載事項の変更届出(=住んでいる場所以外の在留カードの内容を変えたいときの申請)

Q & A



- Q1** 特定在留カードの良いところはありますか。
- A1** 特定在留カードをつくると、在留カードとマイナンバーカードの手続が一度で終わります。地方出入国在留管理局と市区町村の役所のどちらかで手続きができます。(一度でできないものもあります)
- Q2** 特定在留カードは必ずつくらなければいけませんか。
- A2** 特定在留カードは、マイナンバーカードと同じで、必ずつくらなくても良いです。
- Q3** 特に入管で手続きをする予定がないのですが、特定在留カードをつくることはできますか。
- A3** 近くの入管(地方入管)で、在留カード再交付申請と一緒に希望すれば特定在留カードをつくるができます。

- Q4** 特定在留カードの交付申請をすれば、必ず特定在留カードをつくるができますか。
- A4** 事情があるときは、マイナンバーカードとして使えない普通の在留カードをわたすことがあります。
- Q5** 在留申請オンラインシステムを使って、特定在留カードをもらうことはできますか。
- A5** しばらくの間、在留申請オンラインシステムを使って特定在留カードをもらうことはできません。
- Q6** 特定在留カードを持っていれば、特例期間(=審査の結果がわかるまで、在留期限から2か月間、日本にいてもいい期間)にマイナンバーカードとして使うことができますか。
- A6** できません。特定在留カードをマイナンバーカードとして使えるのは在留期間が終わる日までです。その日までに、市区町村の役所でマイナンバーカードの期限を変える手続きをしてください。

2026年6月14日から、特定在留カードではない、普通の在留カードも、書かれている内容が変わります。

いま
今の
在留カード



あたら
新しい
在留カード



※特別永住者証明書も、同じように新しくなります。

「在留期間」、「許可の種類」、「許可年月日」、「交付年月日」がカードの表面に書かれなくなります。

※これらはICチップに記録します。ICチップに記録した内容は、在留カードとうまもり等読取アプリ(無料)で見ることができます。



世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

法改正に伴う本規則改正の概要

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例において、本市の行政手続において必要とされる住民票の写し等の添付は、別の措置をとることで省略できるとされ、その内容については、市長規則や、教育委員会を含むその他の執行機関の規則等に定められている。

住民票の写し等の添付が省略できる別の措置に「個人番号カード」の提示があるが、本規則改正では、法改正により利用できることとなった「特定在留カード」及び「特定特別永住者証明書」の提示も追加する。（市長規則と同じ改正内容）→【**新旧対照表のとおり**】

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例 第7条

（添付書面等の省略）

第7条 市の機関等は、申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しないこととすることができる。

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後		改正前	
○川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則 平成18年7月12日教委規則第6号 (条例第7条の規則等で定める書面等及び措置) 第14条 条例第7条の規則等で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則等で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		○川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則 平成18年7月12日教委規則第6号 (条例第7条の規則等で定める書面等及び措置) 第14条 条例第7条の規則等で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則等で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	
書面等	措置	書面等	措置
1 住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号)第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 (1)電子情報処理組織を使用する方法により行う、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の教育委員会等への提供 (2)電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の教育委員会等への提供 (3)個人番号カード、<u>特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。)</u>若しくは<u>特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱し</u>	1 住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号)第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 (1)電子情報処理組織を使用する方法により行う、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の教育委員会等への提供 (2)電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の教育委員会等への提供 (3)個人番号カードの教育委員会等への提示又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第18条の2第6項の規定による同法第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録の教育委員会

改正後			改正前		
		<u>た者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）</u>の教育委員会等への提示又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第18条の2第6項の規定による同法第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録の教育委員会等への送信			等への送信
2	不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条第1項に規定する登記事項証明書	電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の教育委員会等への提供 (1) 土地にあっては、当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番 (2) 建物にあっては、当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号 (3) 不動産登記令（平成16年政令第379号）第6条第1項に規定する不動産識別事項	2	不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条第1項に規定する登記事項証明書	電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の教育委員会等への提供 (1) 土地にあっては、当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番 (2) 建物にあっては、当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号 (3) 不動産登記令（平成16年政令第379号）第6条第1項に規定する不動産識別事項
3	商業登記法第10条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書	電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の教育委員会等への提供 (1) 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号	3	商業登記法第10条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書	電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の教育委員会等への提供 (1) 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号

改正後				改正前			
		(3)商業登記法第7条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号				(3)商業登記法第7条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号	
4	区長が作成する印鑑に関する証明書	1の項右欄(1)に掲げる措置		4	区長が作成する印鑑に関する証明書	1の項右欄(1)に掲げる措置	

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成 18 年川崎市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の表右欄中「個人番号カード」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

制 定 理 由

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正に伴い、申請等に際し住民票の写し又は住民票記載事項証明書の添付を要しないこととすることができる措置に、特定在留カード及び特定特別永住者証明書の教育委員会等への提示を加えるため、この規則を制定するものである。